

私設取引システム(P T S)開設等に係る指針

1. 基本的考え方

最近、証券会社等による私設取引システム(P T S)の開設といった、新たな形態の証券業の展開が見受けられる。こうした電子取引市場開設の動きは、市場間競争を通じて有価証券市場全体の効率性を向上させるとともに、流動性の低い有価証券の流通市場を整備すること等により、投資者の利便性の向上にも寄与するものである。

他方、こうした新たな形態の証券業については、公正な取引の確保、投資者保護の観点から、従来の伝統的な証券業においては想定していなかった様々な問題が予想される。

従って、金融庁としては、以上のような考え方の下、投資者保護等の観点も踏まえ、有価証券取引の電子化に資する環境整備を進めるため、私設取引システムの開設に係る一定の指針(ルール)を策定することとした。

なお、12月1日の改正証券取引法施行と同時に、本指針に基づくP T S業務の認可を開始することとする。

2. P T S業務における売買価格の決定方法の拡充

P T S業務における売買価格の決定方法として、従来の「市場価格売買方式」、「顧客間交渉方式」に加え、更に、以下の二つの方法を認めることとする(総理府令)。

(1) 顧客注文対当方式

P T S業務における売買価格の決定方法として、「顧客注文対当方式(顧客同士の注文を対当させることにより取引を成立させる方法)」を認めることとする。

なお、この方法は、顧客の指値を付け合わせる点において一定の価格形成機能を有するものの、成行注文や板寄せという手法が行われえないという点において、取引所有価証券市場ほどには高度な価格形成機能を有しないものと整理される。

(2) 売買気配提示方式

P T S業務における売買価格の決定方法として、「売買気配提示方式(証券会社が売り気配及び買い気配を提示し、当該気配に基づき自己の計算で顧客との間で売買を行う方法)」を認めることとする。

なお、この方法は、マーケットメイカーが自らの提示気配に基づき売買を行う点において一定の価格形成機能を有するものの、店頭売買有価証券市場ほどには高度な価格形成機能を有しないものと整理される。

3. 公正な取引の確保のためのルールの整備

証券会社は自主規制機能を有しないことから、PTS業務において、新たに売買価格の決定方法を追加すること等により一定の価格形成機能が生ずることとなれば、公正な取引の確保や投資者保護の面で問題を生じる恐れがある。

このため、不公正取引を防止する等の観点から、取扱有価証券の性質も含め、その取引が行われる場の性質に応じたルールを課すことが必要である（事務ガイドライン）。

(1) 価格情報等の外部公表

PTS業務を含めた取引所外取引において公正な取引を確保する上では、その価格形成が公正かつ透明に行われる必要があり、そのためには、価格情報の報告・集中・公表が不可欠な要素となる。

従って、株券等を取り扱うPTS業務について、当該システムの最良気配・取引価格等を、他の証券会社によるPTS業務と比較可能な形で即時に外部公表することを義務付け、これを認可の条件とする。

(2) 取引高シェアに基づく数量基準の導入

証券会社は自主規制機能を有しないことから、PTS業務において一定の価格形成機能を認めた結果、取引参加者が増加し、その規模（取引高シェア）が一定以上に拡大した場合には、公正な取引の確保の面で問題が生じる恐れが大きくなるとともに、主たる市場である取引所等の流動性を低下させ、公正な価格形成を阻害する恐れが生ずる。

従って、上場株券等及び店頭登録株券等を取り扱うPTS業務について、取引高シェアが一定の水準を超える場合には、それに基づいて一定の措置を講ずることを義務付け、これを認可の条件とする。

4. PTS規制（認可基準、定期報告）の見直し

今回PTS業務の範囲を拡充することにより、従来の伝統的な証券業においては予想されなかった、新たな形態の証券業の展開が予想される。

従って、投資者保護等の観点から、こうした新たな形態のPTS業務に対する認可の審査及び監督上の対応として、以下に掲げる認可基準や定期報告等について、所要の見直しを行うこととする（総理府令、事務ガイドライン）。

- ① 取引量等についての月次報告
- ② 内部管理体制の充実
- ③ 売買価格の決定方法を含めた取引ルールの顧客への十分な説明義務
- ④ システム容量等の安全性・確実性の確保
- ⑤ 取引情報の機密保持のための予防措置

売買価格の決定方法及び認可の条件

	価格情報等の外部公表		取引高シェアに基づく数量基準	
	株券等	その他債券等	上場株券等及び店頭登録株券等	その他債券等
1. 顧客注文対当方式	<p>当該PTSの最良気配・取引価格等を他のPTSと比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表する形態となっていること。</p> <p>ただし、他のPTSと比較可能な形での公表形態が整うまでの間、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表することで足りることとする。</p>	/	過去6ヵ月における一日平均売買代金の東証、大証及び名証並びに店頭登録市場の売買代金の合計額に対する比率	<p>取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護の観点から、その限度において、新たな基準を設けることがある。</p>
2. 売買気配提示方式			① 個別銘柄のいずれかについて10%以上、かつ、全体について5%以上	
3. 顧客間交渉方式			<ul style="list-style-type: none"> ● 売買管理・審査体制の拡充・整備 ● 違約損失準備金制度等の整備 ● システム容量等の定期的なチェック 	
4. 市場価格売買方式			② 個別銘柄のいずれかについて20%以上、かつ、全体について10%以上	

(注1) 株券等は、証券取引法第37条に規定する株券、転換社債券その他の有価証券で総理府令で定めるものをいう。

(注2) 上場株券等及び店頭登録株券等は、株券及び転換社債券(証券取引所に上場されているもの及び証券取引法第75条第1項の規定により登録を受けたものに限る。)をいう。